



佐賀県公報

平成17年
3月31日
(木曜日)
号外第9号

（◎印は、県例規集に登載するもの）

目次

告示

◎児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担均徴収等規則第三条第

一項に規定する徴収基準の一部改正

（二九一・母子保健福祉課）一

○ヨ一ネ病の発生

（二九二・畜産課）三

◎佐賀県港湾管理条例第三条第一項の知事が定める部分

（二九三・港湾課）三

◎県が管理する港湾施設の概要の一部改正

（二九四・計課）七

◎指定金融機関等の指定の一部改正

（二九五・計課）八

◎取引店及び緊急支払店の指定の一部改正

（二九六・計課）九

◎佐賀県財務規則に基づくかいかいの出納員となる者の指定の一部改正

（二九七・計課）九

公告

◎開発行為に関する工事の完了

（まちづくり推進課）九

公安委員会事項

◎佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例に基づくあおり行為重

点禁止区域の指定の一部改正

（告示・二）九

○ 告示

●佐賀県告示第百九十一号

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則第三条第一項に規定する徴収金基準（昭和六十三年佐賀県告示第四百四十号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

本文中「表三」の下に、「慢性疾患の治療方法に関する研究等に資する事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）による医療の給付を受けた児童の世帯は表四」を加える。
表三の次に次の一表を加える。

表4

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表

階 層 区 分	自 己 負 担 限 度 額 (月 額)	
	入 院	外 来
生活保護法の被保護世帯	0 円	0 円
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3,400	1,700
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	4,200	2,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	5,500	2,750
生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	9,300	4,650
生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	11,500	5,750

- 備考 1 市町村民税が非課税の場合とは、当該年度において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。
- 2 所得税が非課税の場合とは、当該年において所得税が課税されていない場合をいう。
- 3 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 4 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。
- 5 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。
- 6 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

●佐賀県告示第百九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病に係る届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用
ヨーネ病	患畜	平成一七年三月一八日	武雄市	一頭	乳用牛

●佐賀県告示第百九十三号

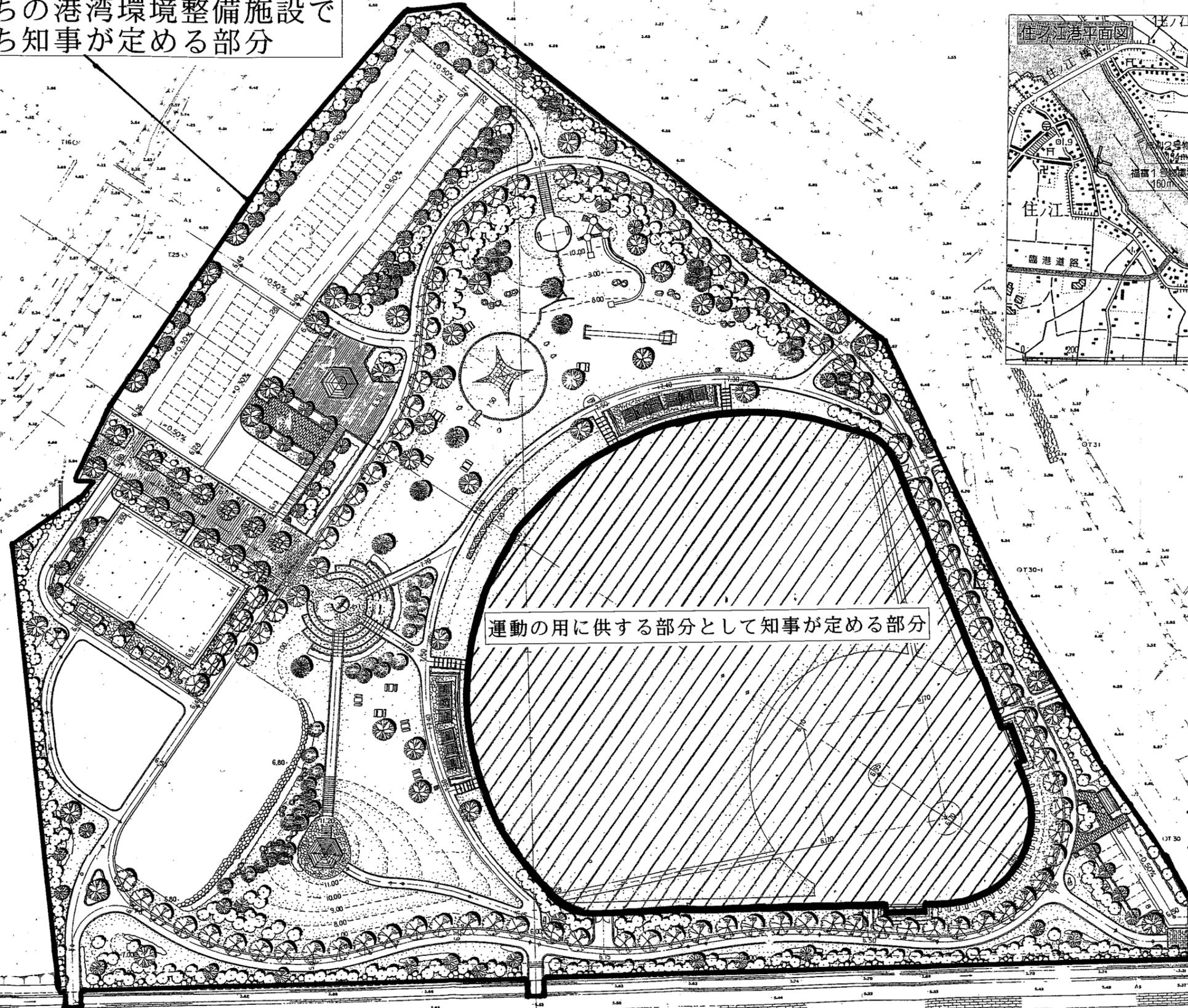
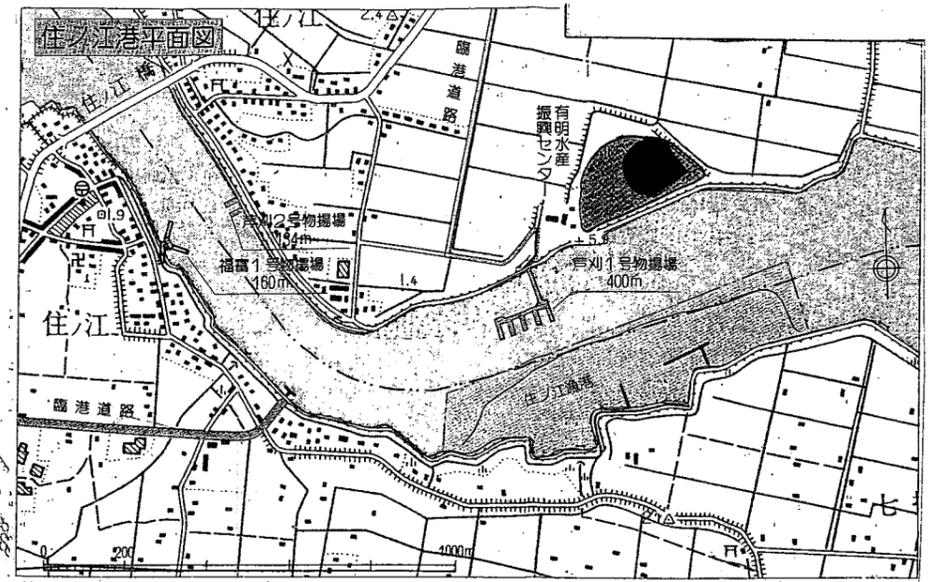
佐賀県港湾管理条例（昭和四十七年佐賀県条例第三十六号）第三条第一項の港湾施設のうち港湾環境整備施設である緑地のうち知事が定める部分及び運動の用に供する部分として知事が定める部分は、別図に表示する区域とする。

なお、佐賀県港湾管理条例第三条第一項の知事が定める部分（平成十二年佐賀県告示第百八十三号）は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

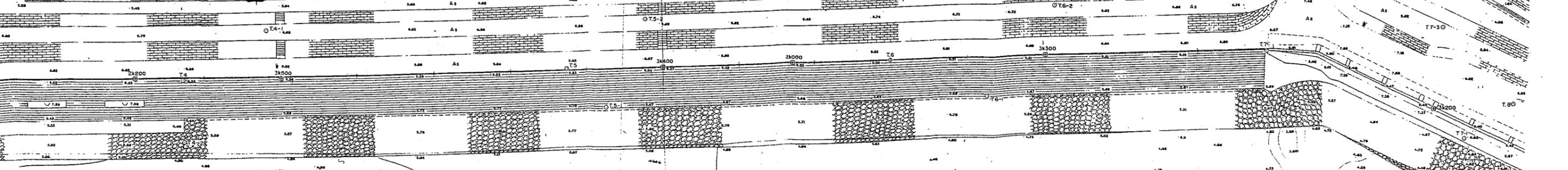
平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

港湾施設のうちの港湾環境整備施設である緑地のうち知事が定める部分



運動の用に供する部分として知事が定める部分



●佐賀県告示第百九十四号

県が管理する港湾施設の概要(平成七年佐賀県告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川

康

3 呼子港の表中

物揚場	先方1号物揚場	延長70m、水深—2m	を
物揚場	先方1号物揚場	延長36m、水深—2m	を改め、
物揚場	先方2号物揚場	延長80m、水深—2m	を改め、
物揚場	呼子先方防波堤	延長130m	を
物揚場	呼子先方防波堤	延長86m	を改め、

8 大瀬港の表中

物揚場	広江4号物揚場	延長160m、水深—4m	を
物揚場	広江4号物揚場	延長160m、水深—4m	を
物揚場	大浦物揚場	延長200m、水深—2m	を
防波堤	大浦防波堤	延長134m	を

防波堤	大浦防波堤	延長163m	を改め、
防波堤	大浦2号防波堤	延長200m	

さん橋	重ノ木物揚場	延長168m、水深+2m	を改め、
浮さん橋	鹿島港浮棧橋	延長80m、水深+3m	
物揚場	鹿島1号けい船岸	延長160m、水深+2.5m	
物揚場	鹿島2号物揚場	延長147m、水深+2.5m	
物揚場	鹿島3号けい船岸	延長132m、水深+2.5m	
物揚場	重ノ木2号物揚場	延長82m、水深+2m	
物揚場	重ノ木3号物揚場	延長180m、水深+2m	
物揚場	重ノ木4号物揚場	延長40m、水深+2m	
物揚場	新籠1号物揚場	延長40m×2、水深+2m	
物揚場	新籠2号物揚場	延長40m×2、水深+2m	
道路	鹿島港臨港道路	延長434m、幅員7m	
道路	重ノ木道路	延長1,434m、幅員7m	
道路	新籠1号道路	延長75m、幅員6.3m	
道路	新籠2号道路	延長70m、幅員6m	
道路	新籠3号道路	延長20m、幅員10m	
野積場	鹿島野積場	面積1,200m ²	
野積場	重ノ木1号野積場	面積5,522m ²	

6 鹿島港の表中

野積場	重ノ木2号野積場	面積4,244m ²
-----	----------	-----------------------

を

さん橋	重ノ木物揚場	延長168m、水深+2m
浮さん橋	鹿島港浮棧橋	延長80m、水深+3m
物揚場	鹿島1号けい船岸	延長160m、水深+2.5m
"	鹿島2号物揚場	延長147m、水深+2.5m
"	鹿島3号けい船岸	延長132m、水深+2.5m
"	重ノ木2号物揚場	延長82m、水深+2m
"	重ノ木3号物揚場	延長180m、水深+2m
"	重ノ木4号物揚場	延長40m、水深+2m
"	新籠1号物揚場	延長40m×2、水深+2m
"	新籠2号物揚場	延長40m×2、水深+2m
道路	鹿島港臨港道路	延長434m、幅員7m
"	重ノ木道路	延長1,434m、幅員7m
"	新籠1号道路	延長75m、幅員6.3m
"	新籠2号道路	延長70m、幅員6m
"	新籠3号道路	延長20m、幅員10m
野積場	鹿島野積場	面積1,200m ²
"	重ノ木1号野積場	面積5,522m ²
"	重ノ木2号野積場	面積4,244m ²

に改める。

●佐賀県告示第百九十五号

指定金融機関等の指定(平成十三年佐賀県告示第百六十三号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

三の表中

" 三井住友銀行	佐賀県内のすべての店舗
" 福岡銀行	"
" 筑邦銀行	"
" 十八銀行	波佐見支店
" 親和銀行	佐賀県内のすべての店舗及び波佐見支店
" 西日本シティ銀行	佐賀県内のすべての店舗
中央三井信託銀行株式会社	"
株式会社佐賀共栄銀行	"
" 長崎銀行	"

を

" 三井住友銀行	"
" 福岡銀行	佐賀県内のすべての店舗
" 筑邦銀行	"
" 十八銀行	波佐見支店
" 親和銀行	佐賀県内のすべての店舗及び波佐見支店
" 西日本シティ銀行	日本国内のすべての店舗
中央三井信託銀行株式会社	佐賀県内のすべての店舗

に、

株式会社佐賀共栄銀行	日本国内のすべての店舗
” 長崎銀行	佐賀県内のすべての店舗

九州労働金庫	”
佐賀市農業協同組合	”

九州労働金庫	日本国内のすべての店舗
佐賀市農業協同組合	佐賀県内のすべての店舗

同表の唐津市漁業協同組合の項を削る。

●佐賀県告示第九十六号

取引店及び緊急支払店の指定(平成十三年佐賀県告示第六十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

二の表の株式会社佐賀銀行呼子支店の項中「呼子警察署」を削り、同表の株式会社佐賀銀行相知支店の項を削る。

●佐賀県告示第九十七号

佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定(平成十六年佐賀県告示第二百九十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

かいの出納員の表中

教育センター、図書館、博物館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館	総務課長
---	------

教育センター、博物館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館	総務課長
図書館	企画課長

○ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年3月31日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

- (1) 唐津市北波多村田中宇本竹803番1、803番4から804番18まで、808番1、808番5から808番30まで及び818番5並びに字溝添897番2及び897番7から897番9まで(1-1-2工区、1-2工区及び1-3工区)
- (2) 唐津市北波多村徳須恵字堅田1197番6、1197番8及び1198番3、これらに接する道路並びにこれに接する水路並びに1198番2の一部並びに字成ツギ1424番1、1424番2、1425番及び1426番1(3-1工区)

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

唐津市西城内1番1号 唐津市

○ 公安委員会事項

●佐賀県公安委員会告示第二号

佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例に基づくあおり行為重点禁止区域の指定(平成十六年佐賀県公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県公安委員会

委員長 藤

寛

牛津地区中「町道大戸ケ里線」を「市道大戸ケ里線」に、「町道五丁分線」を「市道五丁分線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道泉両新村線」を「市道泉両新村線」に、「町道牛津浄化センター線」を「市道牛津浄化センター線」に改める。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)